

**青少年非行防止等啓発動画制作及び YouTube 広告運用業務委託に係る企画提案の募集について
質問と回答**

質問	回答
<p>仕様書 7 について 制作主体は弊社だが、撮影における監督、カメラマン、キャストをタレント事務所に委託する場合、仕様書に記載の「あらかじめ県の承認を得る」必要があるか。</p>	<p>再委託に該当するため、仕様書 7 に示す各号についてあらかじめ県の承認を得る必要があります。</p>
<p>仕様書 4 (1) イ(オ)について 30 万回以上とは単純な視聴数としての考え方なのか、例えば「千葉県内での視聴数」といった特定の条件下による回数なのか、判断基準を示してほしい。 また、30 万回以上となるよう「努める」とあるが、本事業において「努める」の許容範囲も教えてほしい。</p>	<p>仕様書 4 (1) イ(オ)の「30 万回以上」は単純な視聴数を指しております。ただし、仕様書 4 (1) イ(エ)にて対象者を「県内 13 歳～17 歳以下の青少年」としておりますので、対象者の視聴に繋がるような効果的な啓発方法を提案していただく必要があります。 また、「30 万回以上」とはあくまで目標数としているため「努める」の範囲については、回答いたしかねます。</p>
<p>仕様書 4 (4) イ及びウについて イ・ウそれぞれにおいて想定されている項目について教えてほしい。</p>	<p>仕様書 4 (4) イ及びウにおける想定項目は業者提案（独自提案含む）の内容によるため回答いたしかねます。</p>